福山市公告第１１９３号

福山市おくやみハンドブック無償提供業務について、無償提供者を選定するため、公募型プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

２０２６年（令和８年）１１月１３日

福山市長　枝　広　直　幹

## １　業務概要

(1) 業務名
福山市おくやみハンドブック無償提供業務

(2) 業務内容
「福山市おくやみハンドブック無償提供業務仕様書」のとおり

(3) 業務履行期間
協定締結の日から２０３２年（令和１４年）３月３１日まで

## ２　参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) この公告の日から協定締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

(4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。

(5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第４号まで及び第６号の規定に該当しない者であること。

## ３　評価基準・評価項目

福山市おくやみハンドブック無償提供業務に関するプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

## ４　受注候補者の選定

書面審査による評価の結果、合計点数が６０点以上かつ最も高い者を市長が本業務の受注候補者として選定します。

## ５　参加申込の手続等

(1) 担当部局
福山市市民局市民部市民課
住　所：〒７２０－８５０１　　広島県福山市東桜町３番５号
電　話：０８４－９２８－１０５７（直通）
Ｅメール：shimin@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

| 公　　告 | ２０２６年（令和８年）１１月１３日（金） |
|---|---|
| 実施要領等の配付期間 | ２０２６年（令和８年）１１月１３日（金）から<br>１１月３０日（月）まで |
| 質問書受付期間 | ２０２６年（令和８年）１１月１３日（金）から<br>１１月１８日（水）まで |
| 質問に対する回答書期限・回答方法 | ２０２６年（令和８年）１１月２０日（金）<br>福山市ホームページ(https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp 以下同じ。)に掲載します。 |
| 参加申込書類及び企画提案書の受付期間 | ２０２６年（令和８年）１１月１３日（金）から<br>１１月３０日（月）まで |
| 参加資格確認結果の通知 | ２０２６年（令和８年）１２月２日（水） |
| 企画提案書の審査 | ２０２６年（令和８年）１２月９日（水）　※予定 |
| 企画提案書の選定通知 | ２０２６年（令和８年）１２月１１日（金）※予定 |

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア　配付期間

２０２６年（令和８年）１１月１３日（金）から１１月３０日（月）まで

イ　配付場所

５(1) に同じ。

※福山市ホームページからもダウンロードできます。

(4) 参加申込書の提出者が１者のみ又はいない場合の取扱い

ア　参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。

イ　参加申し込みの提出者が１者のみの場合は、当該１者について、参加資格の確認を行います。

(5) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、地方自治法施行令第１６７条の９に準じ、くじにより受注候補者を決定します。

## 6　協定の締結

本業務の協定は、評価委員会を経て市長が選定した受注候補者と業務内容について協議等を行い、必要に応じて仕様書の内容を変更し、確定した上で協定を締結するものとします。

## 7　失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とします。

(1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合

(4) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合

(5) その他福山市の指示に違反する場合

## 8　その他

詳細は、実施要領に定めるところによる。